

会長・監事の費用弁償に関する規程

（趣 旨）

第1条 この規程は、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会の定款第23条の規定に基づき、会長及び監事の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

（費用弁償）

第2条 会長が、その職務のため、法人本部への出勤又は理事会、評議員会の会議に出席し法人の業務を行う場合、別表1により費用を弁償する。

2 監事が日常の会計監査、月次監査のため、法人本部への出勤し法人の業務を行う場合、別表1により費用を弁償する。

3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

（改 廃）

第3条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(第 2 条関係) 別表 1 費用弁償の額

区 分	費用弁償額
会 長	月額 20,000 円
監 事	月額 15,000 円